

## 第6章 特許料の引下げ・国と民間との共有に係る特許料及び手数料等の取扱い

### I. 改正の必要性

#### 1. 特許料の引下げ

特許料は、財産権の付与に対する対価として徴収しており、その金額は特許法の目的である発明の奨励を考慮し政策的に決められているものであるが、特許料については、国内外から特に後年時の特許料が高いという多数の指摘を受けていたところである。この指摘について、審査請求の早期化が図られている現状を踏まえて、以下の検討を行った結果、今回、特許料の引下げに係る特許法の改正を行った。

##### (1) 現行の累進制を採用した昭和22年当時と現在の利益曲線の乖離

現行の累進率が定められた昭和22年当時は、設定された特許料から考えると特許権が設定されてから権利の満了（当時は特許権の設定から15年）に向けて徐々に利益が増大していくと予想したものと推定される。

しかし、現在、取得している様々なデータから、特許権を有する製品の利益曲線を予測すると、多くのケースでは最初の数年はあまり利益が出ないが、その後売れ始めると加速がつき利益が急速に増加しはじめ、10～13年目頃に利益の天井がくると予想される。

このことから、10年目以前の特許権は現在の特許料の累進率に近い形で利益があがっているものと考えられるが、10年目以降の利益曲線は、多くの場合、昭和22年当時に想定したように大きく伸びるものではないと考えられ、このこ

とが、後年時の特許料を高額であると感じさせる一因としている。

## (2) 早期の権利取得による出願後20年目の特許料の高額化

近年、知的財産権が企業活動において重要な位置を占めるようになってきており、我が国においても特許権の早期の権利化・実施が行われるようになってきている。一方、特許料の支払いは登録の日から始まり、権利が出願日から20年をもって終了するために、実際の支払期間は最長で20年から登録までに要した期間を引いた期間となる。したがって、権利の設定の時期により出願後20年目の特許料の額が変わることから、早期に権利取得がなされると後年時の特許料が高額となり、負担が過大であることの問題が顕在化してきている。

## 2. 国と民間との共有に係る特許料及び手数料等の取扱い

科学技術基本法が成立し、科学技術振興に対する施策への取り組みが総合的かつ計画的に推進されているところであり、具体的施策としては、各省庁において、以下のような国立研究所の研究活動の活性化、産学連携等の推進が進められている。

### (1) 「職務発明規程」の改正

国立研究所における競争原理の導入、研究者へのインセンティブ付与の一環として、各省庁において定められている職務発明規程（職務上の発明を、発明をした研究者本人とその組織との間でどのように帰属させるか等を定める内規）について、従来100%国に帰属させていた特許権について、原則、国と民間が50%ずつ共有することとする改正がなされたことにより、国と民間（研究者個人を含む）との権利の共有並びに共同出願が、今後増加するものと見込まれる。

### (2) 産学連携施策の推進

産学連携は、大学等の研究能力・技術シーズと企業等の産業化ニーズを有効

に組み合わせ、産業化、成果の還元というプロセスを通じて新規産業の創出、効率的な研究開発の推進のための施策として重要性を増しており、平成9年12月に閣議決定された「経済構造の変革と改革のためのプログラム」等でも明らかなとおり経済構造改革の一環として位置づけられている。

こうした政策的観点、大学・企業のニーズを反映して産学共同研究の件数、共同研究センターの設置数は大幅に増加しており、これに伴い、今後、国立大学と民間企業との共同出願並びに権利の共有が増加するものと見込まれる。

現在、「国に属する特許権」については、特許法第107条第2項の規定により特許料は全額免除されているが、国と民間の共有の場合には「国に属する特許権」とは解釈されないことから、全額納付する義務があるものとしている。手数料についても同様に、国と民間との共同手続の場合には、特許法第195条第4項の「手数料を納付すべき者が国であるとき」とは解釈されずに、手数料を全額納付する義務があるものとしている。

こうした取扱いが、国立研究所における国と研究者の権利の共有並びに産学共同研究を進めるうえで、国以外の者にとって特許料等及び手数料の支払いが過度の負担とならぬように特許法等の改正を行った。

## II. 改正の概要

### 1. 特許料の引下げ

特許料については、①特許特別会計が収支相償の原則のもと運営できる歳入が、長期的に確保される料金であること、②昨今の社会情勢を踏まえ、見直し後の各年の特許料は、現行の特許料を超えない料金とすること、③出願後20年目の特許料は審査請求時期により異なるが、審査請求をどの時点で行っても主要国の出願後20年目の料金と比較して同程度以下の料金となること、④特許権者の負担の容易性を考え利益曲線に近い形の料金とすること、⑤料金体系の複雑化をさけることを考慮し、10年日以降の特許料の金額を平準化する料金体系とすることとした。

## 2. 国と民間との共有に係る特許料及び手数料等の取扱い

これまで、国と民間との権利の共有の場合には、国の予算上の手当が不十分であることから、民間が自己の持分以上に費用を負担している等の現状があることにかんがみ、今回、①国と民間が特許権を共有している場合には、特許料の金額に民間の持分の割合を乗じて得た額を納付すればよいこととする、②国と民間が特許を受ける権利を共有している場合には、政令で定める手続に係る手数料について当該手数料の金額に民間の持分の割合を乗じて得た額を納付すればよいこととする改正を行った。

### III. 特許法の改正条文の解説

#### (特許料)

**第七十条** 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六千円に一請求項につき四千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千円に一請求項につき八千四百円を加えた額

(第二項以下略)

本条は、10年目以降の特許料の金額を平準化するに当たり、これまでは、第10年から第12年まで、第13年から第15年までというようにして、最後は第22年から第25年までとしてそれぞれ特許料の金額を累進的に定めていたものを、第10年目から第25年目までの各年の料金を同額とすることとし、特許料の引き下げを図ったものである。

(特許料)

第一百七条 (第一項及び第二項略)

- 3 第一項の特許料は、特許権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(第五項略)

本条第3項は、特許権が国と民間との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、民間の持分に相当する特許料の額を納付すればよいこととしたものである。ここで、「持分の定めがあるときの特許料」と明記したのは、国(特許庁)が適正な額の特許料を徴収することを目的としたものである。民法第250条においては、「各共有者の持分は、相均しきものと推定する。」旨規定されており、特許料納付の際に、国と民間の持分について何の記載もなく、証明書 の添付がないときに、この民法第250条の規定により持分は相等しきものとして料金を徴収した場合に、実際に契約等で違った持分があった場合に国(特許庁)は適正な額の料金を徴収しなかったこととなり、国の会計法上の問題が生じる

こととなる。こうした問題が生じるのを未然に防ぐために、持分の定めがあることを契約書等の書面で確認できる場合に限って、本条の適用を受けることができるようにしたものである。

また、この規定の適用を受ける場合には、「国以外の者がその額納付しなければならない。」となっていることから、民間が特許料を納付しなかったときは、特許権自体が消滅することとなるので注意を要する。

第4項は、特許料の金額に民間の持分の割合を乗じて得た額に10円未満の単位の端数が生じたときは、10円未満の端数を切り捨てての旨を規定しているが、これは、現行の特許印紙には1円単位の設定がないことから、1円単位の端数が生じた場合には適正な額の納付ができなくなることに対処したものである。

#### 【関連する他法の改正事項】

- ◆実用新案法第31条第3項及び第4項（登録料）
- ◆意匠法第42条第3項及び第4項（登録料）
- ◆商標法第40条第4項及び第5項（同法第41条の2第5項及び第65条の7第3項で準用する場合を含む。）（登録料）

実用新案法、意匠法、商標法においても、同様の改正を行った。

#### （手数料）

第百九十五条（第一項から第四項まで略）

- 5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 6 前項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(第七項以下略)

本条第5項は、国と民間との特許権又は特許を受ける権利に係る手数料についても、特許法第107条第3項の特許料と同様に、持分の定めが確認できるときは、民間の持分に相当する手数料の額を納付すればよいこととしたものである。しかし、特許法第195条第1項又は第2項に規定されるすべての手数料について適用されるのではなく、政令で定める手続に係る手数料についてのみ適用することとした。政令においては、出願、審査請求又は拒絶査定不服審判の請求等の手続のように、出願から特許となるまでの間に必要な手続又は特許権の確定に必要な手続を定める予定である。

第6項は、特許法第107条第4項と同趣旨によるものである。

**【関連する他法の改正事項】**

- ◆実用新案法第54条第4項及び第5項（手数料）
- ◆意匠法第67条第4項及び第5項（手数料）
- ◆商標法第76条第4項及び第5項（手数料）

実用新案法、意匠法、商標法においても、同様の改正を行った。

**IV. 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正条文の解説**

(手数料)

第四十条（第一項から第三項まで略）

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防謄標章登録に基づく権利（以下この項において「権利」という。）が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、国と国

以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(第六項以下略)

本条第4項の規定は、同条第1項第1号の規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第7条第1項の規定により書面により特定手続を行った者が磁気ディスクへの記録を求める際の手数料、いわゆる電子化手数料についても、国と民間との共有であって持分の定めがある場合には当該電子化手数料の額に民間の持分の割合を乗じて得た額を納付すればよいこととしたものである。

ただし、本規定は、ただし書において「指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。」としており、現在、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第9条の規定に基づき、電子化処理業務はすべて財団法人工業所有権電子情報化センターが行っていることから、「指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合」に該当する。したがって、指定情報処理機関が当該業務のすべてを行っている間は、本規定は適用されないこととなる。

第5項の規定は、特許法第107条第4項と同趣旨によるものである。



## V. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正条文の解説

### (手数料)

#### 第十八条 (第一項から第三項まで略)

- 4 特許法第百九十五条第四項から第九項までの規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

本条第4項は、特許権又は特許を受ける権利が国と民間との共有の場合の手續に係る手数料の取扱いに関する規定を特許法第195条第5項(民間の持分相当額の納付)及び第6項(端数処理)として新設したことに伴い、旧第195条第5項から第7項まで(特許印紙又は現金による納付、過誤納手数料の返還、返還請求期間)の規定が、それぞれ第195条第7項から第9項までに繰り下がったことによるものである。新条文においては「特許法第195条第4項から第9項までの規定」として、国と民間との共有に係る手数料の取扱規定(特許法第195条第5項及び第6項)についても準用しているところであるが、本法に基づく手数料については、特許協力条約との関係が整理され次第、政令にて手續を定めることとする予定であり、平成11年4月1日から国と民間との手数料の取扱いに関する規定の適用はない。